

一般財団法人 社会変革推進財団

第 16 回評議員会議事録

2025 年 12 月 26 日、理事長 大野修一が評議員の全員に対して下記評議員会の決議の目的である事項について提案し、当該提案につき 2025 年 12 月 26 日までに議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条において準用する同法により当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

記

1. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の提案者 理事長 大野修一
1. 評議員会の決議があったものとみなされた日 2025 年 12 月 26 日
1. 議事録の作成に係る職務を行った理事 常務理事 高石良伸
1. 当法人の評議員数 6 名
  - ・評議員同意書 6 通、別添の通り

1. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号議案

規程の改定の件

役員及び評議員の報酬等に関する規程の第 6 条第 4 項「非常勤役員に対する退職慰労金の額は、評議員が業績等に応じて決定するものとする。」を削除する。

(理由)

公益財団法人認定に向け、同規程第 6 条第 4 項は同規程第 3 条「役員等の報酬等は、常勤役員にあっては月額報酬及び退職慰労金とし、非常勤役員及び評議員については日当とする。」と記述内容が矛盾するため、これを削除することにしたもの。

添付資料

役員及び評議員の報酬等に関する規程 新旧対照表

上記を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が次に記名押印する。

2025 年 12 月 26 日

一般財団法人社会変革推進財団

常務理事 高石良伸